

(別紙4-31)

税関様式B第1021号

通関業・営業所新設不許可通知書

殿

平成 年 月 日

税 関 長

平成 年 月 日に申請のあった通関業・営業所新設については、審査の結果、下記の理由により、許可をしないこととするので通知します。

記

1 営業所の名称、所在地

2 許可をしない理由

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

(規格A4)